

🐾 集合住宅でのペット飼育のきまり

同じ建物内に多数の世帯が住み、共用部分もあるマンションなどの集合住宅では、犬や猫の飼育をめぐって近隣とのトラブルが発生しやすく、一戸建ての住宅に比べ、飼い主には細心の注意を払いながら飼育する責任があります。

- 個々の集合住宅によって、抱える問題や実情は様々であり、適したルールが作成されています。
- これからペットを飼い始める方は**管理組合・貸主にルール(管理規約)を確認しておく必要があります。**



🐾 集合住宅での取り組み

集合住宅で、飼い主は適正な飼育をするように「飼い主の会(ペットクラブ)」などを設け相互理解に努めましょう。

飼い主の会の役割

- 飼い主とその他の住居者がお互いに友好を深め、連携してペットの正しい飼い方の普及を行う
- ペット飼育におけるモラル向上を目指し、住人全体にペットの飼育を認めてもらえるよう努める
- 規約などに違反した飼い主に対して、適切な飼い方を指導する
- 集合住宅の共用部分や周辺の環境や衛生の保持に努める



飼育ペット
の登録

マナー講習会
の実施

集合住宅・周辺の
清掃活動

ペットのクレーム
の受け皿

🐾 さらに詳しい情報は

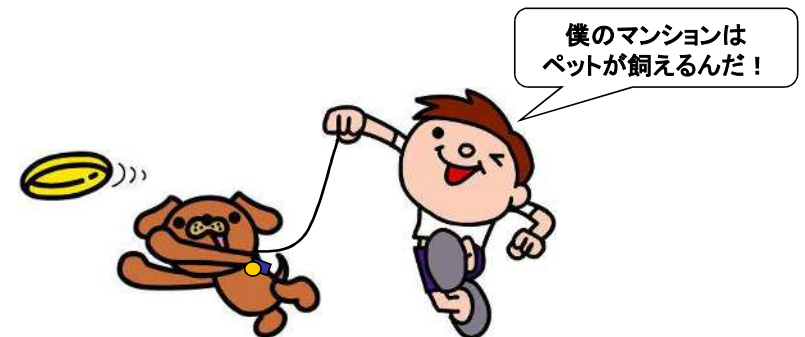
平成22年2月に環境省が「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を作成しました。
以下のホームページからご覧いただけます。

環境省

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

集合住宅でペットを飼う

みんなが楽しく暮らすために



このパンフレットはペットの飼育が認められている集合住宅を対象としています。

愛知県動物愛護センター 本所
〒444-2222
豊田市穂積町新屋73-3
0565-58-2323

尾張支所
〒491-0115
一宮市浅井町西海戸字余陸寺31-1
0586-78-2595

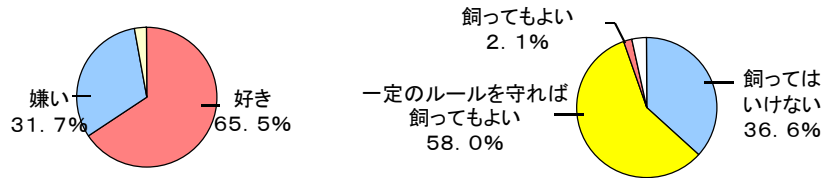
知多支所
〒475-0803
半田市乙川末広町100-1
0569-21-5567

東三河支所
〒441-8077
豊橋市神野新田町字京ノ割50-2
0532-33-3777

愛知県

🐾 互いの配慮でペットと暮らせる環境をつくりましょう

現在、日本の犬や猫の飼育頭数は約1800万頭(令和2年度一般社団法人ペットフード協会推計)にのぼります。飼育数の増加とともにペットの位置づけや役割も変化し、家族の一員・パートナーという意識が高まってきました。その中で、社会の理解も進み、ペットと一緒に暮らせるマンションなどの集合住宅が増えてきています。ペット好きの人にとっては喜ばしいことですが、そうでない人にとってはどうなのでしょう？



ペットを飼うのが好きか嫌いか

集合住宅でペットを飼うことについての考えか

動物愛護に関する世論調査
(平成15年7月:内閣府大臣官房政府広報室)

図のように、ペットの飼育については様々な考え方があります。なかでも集合住宅では人と人、人と動物の距離が近く、不適切な飼育が原因で飼い主と近隣住民の間でトラブルが発生する事態も起こっています。人と動物が共生していくため、基本的なルールをまもり、ペットと暮らせる環境づくりをするよう心がけましょう。また、集合住宅ではペットを飼うことを禁止している住宅がありますので、規則(ルール)を守りましょう。

🐾 これから集合住宅で犬や猫を飼い始める方へ

家族みんなが賛成？

十分な世話ができる？

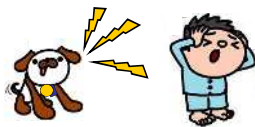
経済的な負担はできる？

住環境は整っている？

ペットの飼育を認めている住宅か？

● 衝動飼いはやめましょう。

犬・猫の本能や習性をよく理解し、飼育が可能かどうかよく考えてください。



● 集合住宅に適したペットを選びましょう。

鳴き声が大きく、よくほえる特性のある種類はあまりむきません。エレベーターに乗るときに抱きかかえることができる大きさのペットがお勧めです。



● 不妊去勢手術を検討しましょう。

落ち着いた穏やかな性格になり、発情期に大きな声で鳴くことや、マーキングなどが少なくなり、飼いやすくなります。

🐾 集合住宅における飼育の注意事項



周囲には動物が好きでない人がいるかもしれません。上下、左右の居住者には犬や猫を飼育していることを知らせておきましょう。



管理者により指定された場所で飼いましょう。共用部分となっているベランダには犬・猫をださないようにしましょう。



室内や指定された場所以外で給餌したり、ブラッシング・排便・排尿をさせないようにしましょう。



犬の鳴き声、室内での走り回りなどの騒音に注意しましょう。



悪臭が近隣に伝わらないよう、トイレの位置に気を配りましょう。



ノミ・ダニ・ハエなどの衛生害虫の発生を防止するため、こまめに掃除を行いましょう。



エレベーターや共有部分では人に飛びついたりしないよう、極力抱いて移動しましょう。



マンションの管理規則を遵守しましょう。

🐾 ご存知ですか？ペットについての決まりゴト

みんなが快適に生活するために、ペットの飼育についてはいくつかの法律が定められています。

● 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、犬を飼い始めたら登録と狂犬病予防注射をし、鑑札と注射済票を装着することが飼い主に義務付けられています。鑑札と注射済票には固有の番号が刻印しており、登録された飼い主が分かるようになっています。

● 放し飼いの禁止

愛知県動物の愛護及び管理に関する条例により、犬の放し飼いは原則禁止されています。外出の際には必ずリードを付けましょう。

● 虐待や遺棄の禁止

愛護動物を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

※愛護動物とは

人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」および、飼い主の有無にかかわらず全ての「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえぼと、あひる」